

平成25年度

曹洞宗 岡山県第七教区婦人会総会要項

曹洞宗婦人会「会員の誓い」

おしみない心で どうぞさしあげます 「布施」

やさしい笑顔で どうぞしっかり 「愛語」

幸せを祈って どうぞおさきに 「利行」

手を取りあって どうぞいっしょに 「同事」

私は、今日も菩薩さまの願いに生きます



とき 平成25年4月8日 (月) 午後2時 開会

ところ 正法山 慈眼寺

第七教区婦人会總會順序

1. 開 会  
般 若 心 經

2. 総 会

- 1) 開会のことば
- 2) 会長あいさつ
- 3) 住職あいさつ
- 4) 議長選出
- 5) 議 事

- ① 平成24年度活動報告
- ② 平成24年度収支決算報告
- ③ 監査報告

- ④ 平成25年度活動計画 (案)
- ⑤ 平成25年度予算 (案)
- ⑥ その他

6) その他 (役員改選)

3. 研 修

法 話

慈眼寺住職 和 氣 弘 宗 氏

4. 閉 会

○ 摩訶般若波羅蜜多心經

觀自在菩薩。行深般若波羅蜜多時。照見五蘊皆空。度一切苦厄。舍利子。色不異空空不異色。色即是空。空即是色。受想行識亦復如是。舍利子。是諸法空相。不生不滅。不垢不淨不增不減。是故空中。無色無受想行識。無眼耳鼻舌身意。無色声香味觸法。無眼界。乃至無意識界。無無明。亦無無明尽。乃至無老死亦無老死尽。無苦集滅

道。無智亦無得以無所得故。菩提薩埵依般若波羅蜜多故。心無罣礙無罣礙故。無有恐怖。遠離一切顛倒夢想。究竟涅槃。三世諸佛。依般若波羅蜜多故。得阿耨多羅三藐三菩提。故知般若波羅蜜多。是大神呪是大明呪。是無上呪。是無等等呪。能除一切苦。真実不虛。故説般若波羅蜜多呪。即説呪曰。羯諦。羯諦。波羅羯諦。波羅僧羯諦。菩提薩婆訶。般若心經。

## 平成 24 年度 活動報告

月 日	内 容	場 所	備 考
4/ 8	七教区婦人会総会	慈 眼 寺	22名出席
5/ 21~22	本部婦人会総会	宗 務 庁	評議員出席
6/ 11	宗務所婦人会役員会	宗 務 所	2名出席
15	宗務所婦人会総会	矢掛・洞松寺	10名出席
7/ 19	宗務所婦人会役員会	宗 務 所	2名出席 のれん作り
10/ 10~11	中国管区研修会	山口県	3名参加
11/ 26	宗務所婦人会研修会	宗 務 所	2名出席 石けん作り
8~9	本部中央研修会	宗 務 庁	黒川出席
3/ 25	宗務所婦人会監査	宗 務 所	黒川 出席

## 平成 25 年度 活動計画 (案)

月 日	内 容	所	備 考
4/ 8	第七教区総会	慈眼寺	
5/	本部婦人会総会	宗務庁	評議員出席
6/	宗務所婦人会役員会	宗務所	
6/ 16	宗務所婦人会総会	西来時	10名参加
7/	宗務所婦人会役員会		2名出席
10/	中国管区研修会	島根県	4名参加
11/	本部中央研修会	県宗務所	役員参加
3/	宗務所婦人会役員会	県宗務所	2名出席

MEMO

## 平成24年度第七教区婦人会収支決算報告

### 収入の部

(単位：円 △：減)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
繰越金	70,446	70,446	0	前年度より繰越し
会 費	20,000	21,000	1,000	200円×105人
助成金	22,000	23,000	1,000	県宗務所婦人会より
雑収入	554	9	△545	預金利息
合 計	113,000	114,455	1,455	

### 支出の部

(単位：円 △：減)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
会 議 費	10,000	1,904	△8,096	総会茶菓代
事 務 費	3,000	1,375	△1,625	総会資料作成代
事 業 費	50,000	45,000	△5,000	研修会バス借上代
旅 費	30,000	20,000	△10,000	中国管区研修会参加旅費
通 信 費	2,000	1,200	△800	切手代
負 担 金	11,000	10,500	△500	県宗務所負担金 105人
予 備 費	7,000	0	△7,000	
合 計	113,000	79,979	△33,021	

収入総額	114,455 円	
支出総額	79,979 円	
差引残額	34,476 円	(次年度へ繰り越し)

### 平成24年度 監査報告

出納簿、預金通帳、領収書等照合の結果、適正に処理され正確であったことを認めます

平成25年4月8日

監 査	西 尾 和 子	印
監 査	名 越 幸 恵	印

平成25年度 予 算 (案)

収入総額	78,000	円
支出総額	78,000	円
差引残額	0	円

収入の部

(単位:円 △:減)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
繰越金	70,446	34,476	△35,970	前年度より繰越し
会 費	20,000	20,000	0	200円×100人
助成金	22,000	23,000	1,000	県宗務所婦人会より
雑収入	554	524	△30	預金利子
合 計	113,000	78,000	△35,000	

支出の部

(単位:円 △:減)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
会議費	10,000	5,000	△5,000	総会茶菓代
事務費	3,000	3,000	0	総会資料作成代
事業費	50,000	30,000	△20,000	研修会費
旅 費	30,000	20,000	△10,000	中国管区研修会参加
通信費	2,000	2,000	0	切手代
負担金	11,000	11,000	0	県宗務所負担金
予備費	7,000	7,000	0	
合 計	113,000	78,000	△35,000	

(各項目間の流用を認めるものとする)

平成25・26年度 役員

会 長	
副 会 長	
書 記	
会 計	
監 査	
幹 事	

参考 平成23、24年度 役員

会 長	中川初美
副 会 長	宮田京子 和気玉枝(寺族)
書 記	黒川定枝
会 計	赤木恒子
監 査	名越幸恵 西尾和子(寺族)
幹 事	羽場アサコ 西川貴子(寺族) 應紅霞(寺族) 上田延枝

## 曹洞宗岡山県第七教区婦人会会則

第1条 この会は、曹洞宗岡山県第七教区婦人会（以下「教区婦人会」という。）と称し寺院婦人会の会員で組織する。

第2条 教区婦人会は、曹洞宗の宗意に基づき信仰生活の確立と会員相互の親睦を深め、地域の実情に応じた婦人活動の推進をはかることを目的とする。

第3条 教区婦人会の事務所は、会長の属する寺院に置く。

第4条 教区婦人会は、地域の実情に合わせて、次の活動を推進する。

- (1) 曹洞宗婦人の行う事業への参加
- (2) 各種研修会及び講習会への参加
- (3) 各種の行事の開催
- (4) その他必要な事業

第5条 教区婦人会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名 (1名は寺族)
- (3) 監 査 2 名 (1名は寺族)
- (4) 書 記 1 名
- (5) 会 計 1 名
- (6) 幹 事 若干名

2 この会の役員は総会において会員の中から選任する。

3 会長は教区婦人会を代表し、会務を統理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その1人が職務を代行する。

5 監査は、総会において選出し、本会の事業及び会計を監査する。

6 幹事は、会長、副会長を助け、会務を推進処理する。

7 役員任期は、2年とするが再任を妨げない。

8 教区長、教区護持会長は顧問となり、指導助言し婦人会活動に協力する。

第6条 教区婦人会は会長が招集し、毎年1回総会を開催する。

第7条 教区婦人会に要する経費は、教区婦人会で定めた会員の会費及び寄付金、その他をもって充てる。

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会にはかつて別に定める

### 附 則

この会則は、平成6年11月19日から施行する。